

平成29年第12回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第10号 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について
2	議案第19号 平成30年度枚方市立幼稚園人事基本方針、平成30年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について
3	議案第20号 枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

- 開催日時 平成29年12月21日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成29年12月21日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第11号 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

臨時代理第11号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年11月21日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第4号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置検討委員会の項を次のように改める。

幼児教育検討委員会	幼児教育について検討するため。	(1) 枚方市幼児教育ビジョンの改訂に関する事 (2) 幼稚園教育の充実に関する事 (3) 子育て支援の充実に関する事 (4) 市立幼稚園の効果的かつ効率的な運営及び配置に関する事 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関する事。	教育長	副市長	学校教育部 教育推進室 教育指導課
-----------	-----------------	--	-----	-----	-------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新 (改正後)						旧 (現 行)					
別表 (第3条関係)						別表 (第3条関係)					
名称	目的	担 任 事 務	委員長	副委員長	所管部 署	名称	目的	担 任 事 務	委員長	副委員長	所管部 署
枚方市立園対討会	児童教育について検討するため。	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市立園対討会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市立園対討会	児童教育に ついて検討 するため。	(1) 枚方市幼児 教育ビジョン の改訂に関す ること。 (2) 幼稚園教育 の充実に関す ること。 (3) 子育て支援 の充実に関す ること。 (4) 市立幼稚園 の効果的かつ 効率的な運営 及び配置に関	教育長	副市長	学校教 育部教 育推進 室教育 指導課	枚方市立園対討会	枚方市立園対討会	(1) 市立幼稚園 の効果的かつ 効率的な運営 及び配置に関 すること。 (2) 前号に掲げ るもののほか、 教育長が必要 と認める事項 に関すること。	教育次 長	学校教 育部 長、総 合政策 部長	学校教 育部教 育推進 室教育 指導課

	<p>すること。 (5) 前各号に掲げられるものほ か、教育長が必 要と認める事 項に関するこ と。</p>				<p>市も活進策討 方ど書推画検 枚子読動計定 委員会</p>	[略]	[略]	[略]	[略]		
						<p>市も活進策討 方ど書推画検 枚子読動計定 委員会</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

議案第 19 号

平成 30 年度枚方市立幼稚園人事基本方針、平成 30 年度枚方市立小中学校教職員
人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2
号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 21 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 涉

1. 内容

次ページのとおり

幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。

したがって、下記の事項に重点をおき、平成 30 年度の教職員人事を行う。

記

1. 園長の人事

幼稚園の総括的な責任者として管理運営に当たる園長については、高い識見と経営管理能力及び実務経験が求められるため、園運営上の効果等を考慮し配置する。

(1)配置換

園運営上の能力等を十分考慮して適切に行う。

(2)主幹園長任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)採用

採用選考は、必要に応じて実施する。

2. 教諭の人事

(1)配置換

各園の実情を勘案し、適正に行う。

(2)主査教諭、主任教諭任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)新規採用

新規採用者は、必要に応じて配置する。

3. その他留意事項

支援教育の充実を図るための教職員の配置等については考慮する。

<p>平成 30 年度枚方市立幼稚園人事基本方針（新）</p>	<p>平成 29 年度枚方市立幼稚園人事基本方針（旧）</p>
<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下もとに教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、平成 <u>30</u> 年度の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園長の人事 〔略〕 2. 教諭の人事 〔略〕 3. その他留意事項 〔略〕 	<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、平成 <u>29</u> 年度の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園長の人事 〔略〕 2. 教諭の人事 〔略〕 3. その他留意事項 〔略〕

教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。

そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。

したがって、下記の事項に重点をおき、平成 30 年度の教職員人事を行う。

なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。

記

1. 校長及び教頭の人事

学校の総括的な責任者として学校経営に当たる校長と、これを補佐すべき教頭については、高い識見と管理能力及び教育改革実現に向けた積極的な態度が求められるため、学校運営上の効果等を考慮し配置する。その際、他市との交流も勘案する。

2. 一般教職員人事

(1)異動及び配置換

異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。

- ア. 「学校園の管理運営に関する指針」に基づき、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的に視野に立ち、計画的な異動等を行う。
- イ. 学校運営上の効果及び学校の実情に応じて計画的な異動等を行う。
- ウ. 他市との人事交流を積極的に推進する。

(2)新規採用

教育者としての熱意と活力及び教育的識見を高めることができる学校に新規採用者を配置する。

3. 女性教職員の人事

- (1)経験豊かな女性教職員を学校運営の中で活用できるよう考慮する。
- (2)教頭等の任用については、積極的に考慮する。

<p>平成 30 年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（新）</p>	<p>平成 29 年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（旧）</p>
<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。そのため、「<u>大阪府公立学校教職員人事基本方針</u>」及び「<u>公立小中学校教職員人事取扱要領</u>」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、平成 30 年度の教職員人事を行う。なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 校長及び教頭の人事 〔略〕 2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 「<u>学校の管理運営に関する指針</u>」に基づき、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的に視野に立ち、計画的な異動等を行う。 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕 (2)新規採用 〔略〕 3. 女性教職員の人事 〔略〕 	<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。そのため、<u>大阪府公立学校教職員人事基本方針</u>及び<u>公立小中学校教職員人事取扱要領</u>の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、平成 29 年度の教職員人事を行う。なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育、学力向上の取組を推進するため、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 校長及び教頭の人事 〔略〕 2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. <u>学校の管理運営に関する指針</u>に基づき、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的に視野に立ち、計画的な異動等を行う。 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕 (2)新規採用 〔略〕 3. 女性教職員の人事 〔略〕

「平成30年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1. 校長及び教頭の人事について

(1)校長

ア. 異動等

学校経営上の能力等を十分考慮し、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 採用内申

積極的な学校経営を期待しうる人材を任用するために、「枚方市小中学校校長候補者選考要領」等に従い、次の基準により内申する。

- ① 人格が高潔で指導力に富み、教育について高い識見と学校経営管理能力を有する者
- ② 柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕など優れたリーダーシップを有する者

(2)再任用校長

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 枚方市立学校の校長のうち、年度末に定年退職となる者
- ② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者
- ③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位2区分（「S」以上）と見込まれる者

(3)教頭

ア. 異動等

現任校における勤務年数及び学校運営上の能力等を考慮するとともに、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 人格が高潔で実践力に富み、教育に対する高い識見と計画性を有し、学校運営能力を備えている者
- ② 教育経験豊かで、指導力、校務処理能力にすぐれた者

(4)再任用教頭

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 枚方市立学校の教頭のうち、年度末に定年退職となる者
- ② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者
- ③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位2区分（「S」以上）と見込まれる者

2. 教職員の人事について

・異動及び配置換

ア. 教職員の配置については、主任制をはじめとする秩序ある学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の具申及び指導経過を尊重する。

イ. 現任校における勤務年数は、概ね6年を目途とするが、学校運営上必要に応じて、計画的に異動等を行う。

ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。

エ. 校長のリーダーシップが発揮される学校に、教育改革推進のための加配教員を配置する。

3. 校長、教頭及び教職員の退職について

(1)大阪府の再任用制度、講師及び枚方市教育専門嘱託員制度並びに枚方市独自の事業に係る非常勤講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。

(2)定年退職予定の校長又は教頭のうち、教育への情熱、豊富な知識、優れた実績を有するものを、それぞれ校長又は教頭として必要に応じ、再任用する。

平成 29 年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項 (旧)	平成 30 年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項 (新)
<p>「平成 29 年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申</p> <p>別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。</p> <p>① 枚方市立学校の校長のうち、年度末に定年退職となる者</p> <p>② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者</p> <p>③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位 2 区分（「S」以上）と見込まれる者</p> <p>(3) 教頭 [略]</p> <p>(4) 再任用教頭 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申</p> <p>別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。</p> <p>① 枚方市立学校の教頭のうち、年度末に定年退職となる者</p> <p>② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者</p> <p>③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位 2 区分（「S」以上）と見込まれる者</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動及び配置換 ア. [略] イ. [略] ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。 エ. [略] 	<p>「平成 30 年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申</p> <p>別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。</p> <p>① 枚方市立学校の校長のうち、年度末に定年退職となる者</p> <p>② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者</p> <p>③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位 2 区分（「S」以上）と見込まれる者</p> <p>(3) 教頭 [略]</p> <p>(4) 再任用教頭 ア. 任用等 [略] イ. 任用内申</p> <p>別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。</p> <p>① 枚方市立学校の教頭のうち、年度末に定年退職となる者</p> <p>② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者</p> <p>③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位 2 区分（「S」以上）と見込まれる者</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動及び配置換 ア. [略] イ. [略] ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。 エ. [略]

<p>3. 校長、教頭及び教職員の退職について (1) 大阪府の再任用制度、講師及び枚方市教育専門嘱託員制度並びに枚方市独自の事業に係る非常勤講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。 (2) [略]</p>	<p>3. 校長、教頭及び教職員の退職について (1) 大阪府の再任用制度、講師及び枚方市教育専門嘱託員制度並びに枚方市独自の事業に係る非常勤講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。 (2) [略]</p>	
---	---	--

議案第 20 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 21 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2 山田分室の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新 (改正後)		旧 (現 行)	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
村野分室	[略]	村野分室	[略]
枚方公園分室	[略]	枚方公園分室	[略]
藤阪分室	[略]	藤阪分室	[略]
東香里分室	[略]	東香里分室	[略]
釈尊寺分室	[略]	釈尊寺分室	[略]
茄子作分室	[略]	茄子作分室	[略]
宮之阪分室	[略]	宮之阪分室	[略]
香里園分室	[略]	香里園分室	[略]
氷室分室	[略]	氷室分室	[略]
市駅前サービスマスケット	[略]	山田分室	枚方市都丘町6番9号
		市駅前サービスマスケット	[略]